

国保連 介護だより 第45号

発行日 平成24年1月1日

新年のごあいさつ



福井県国民健康保険団体連合会
理事長 松枝 知宣

新年あけましておめでとうございます。

保険者ならびに関係者の皆様におかれましては、日ごろから、当連合会が実施する国民健康保険ならびに介護保険関係事業の円滑な運営に格別のご理解とご協力をいただき、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険制度は、高齢者の方ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、老後の安心を支える仕組みとして、私たちの生活の中に着実に定着してまいりました。

しかしながら、長引く経済不況と高齢社会の進展に伴う介護給付費の増加により、保険財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした状況のなか、昨年6月に国が公表した社会保障・税一体改革の成案では、社会保障制度の安定・強化と必要財源の確保に向けた改革の全体像が示され、介護保険においては低所得者に対する保険料の軽減強化や重度化予防に効果のある給付への重点化等の改革案が盛り込まれました。また、平成24年度の制度改正においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めるため、「医療と介護の連携の強化」、「高齢者住まいの整備等」、「保険料の上昇の緩和」等が盛り込まれているところです。

当連合会では、信頼と安心を基盤とした良質な保険者サービスを提供するという基本理念の実現に向けて、平成21年度に策定した中期経営計画の見直しを行うとともに、当連合会の基本方針である「精度の高い審査支払サービスの提供」、「保健事業サービスの拡充」、「変革と創造に対応できる柔軟な組織運営」に基づき、介護保険制度等の安定的かつ円滑な運営に資するため、今後も職員一丸となって保険者や関係機関の信頼に応えるべく、業務に邁進していく所存でございます。

皆様におかれましては、当連合会の事業運営に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、新しい年が実り多き一年になることを心からご祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

福井県国民健康保険団体連合会
理事長 松枝 知 宣
副理事長 山 岸 正 裕
" 関 敬 信
事務局 職 員 一 同

福井県介護給付費審査委員会
会 長 池 端 幸 彦
審 査 委 員 一 同

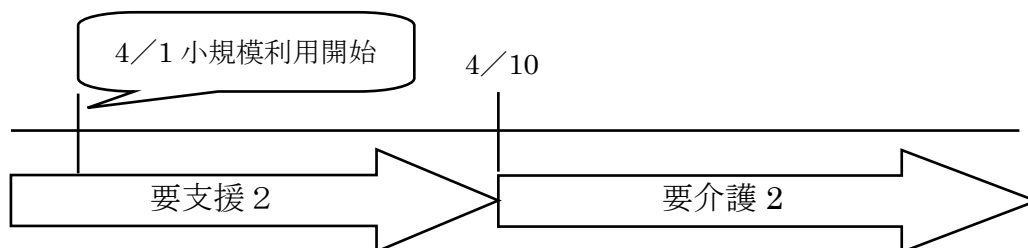


介護お知らせコーナー（国保連合会からのお知らせ）

◆要支援⇔要介護の変更があった場合の(介護予防)小規模多機能居宅介護費の初期加算について

Q 「指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数を加算する。」とありますが、要支援から要介護（要介護から要支援）に変更になった場合、初期加算の起算日である登録日（サービスを利用し始めた日）はその都度リセットされるのでしょうか？

例



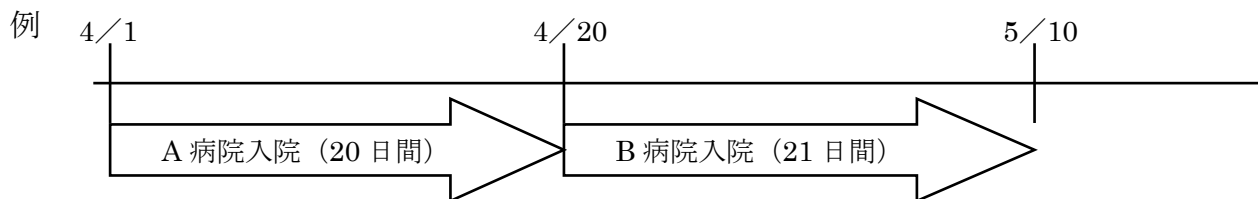
A 初期加算の算定において、介護サービスと予防サービスの初期加算の日数は合算して制限回数（30 日）内に収まることとする。

初期加算は、アセスメントなど新規利用者の状況把握に関わる時間と手間を評価する、という趣旨であるため、継続的に事業所に入所している間に介護・予防の区分が変わった場合、別々に初期加算を取ることは、趣旨に反すると言え日数は合算するものとします。例の場合ですと、4/30 まで初期加算を算定することができます。

また、介護給付費明細書の開始年月日の記載は、要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更が行われた場合に該当しますので、4 月サービス提供分の介護予防小規模多機能居宅介護費（様式第 2-2）の開始年月日は 4/1、小規模多機能居宅介護費（様式第 2）の開始年月日は 4/10 になります。

◆入退院を繰り返す利用者の居宅介護支援事業所で算定する退院退所加算Ⅱ（600 単位）について

Q 「病院若しくは診療所への入院期間又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設への入所期間が 30 日を超える者…」とありますが、以下の例の場合では別々の病院に入院していた日数が通算して 30 日を超えることから退院退所加算Ⅱの算定はできるのでしょうか？



A 通算して入院・入所期間をカウントすることはできない。

退院退所加算については一つの病院、診療所、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設における入院・入所期間について 30 日を超えるものを対象としており、例の場合においては、一旦 A 病院を退院して B 病院に入院していることから、30 日を超えるという解釈をすることはできません。5/10 に退院後、当該利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの開始月に退院退所加算 I（400 単位）の算定となります。

介護保険者への事故報告書の提出について(福井県長寿福祉課からのお願い)

介護サービスを提供中に発生した事故について、介護保険者(各市町、坂井地区介護保険広域連合)に事故の報告をされていない事業所が見受けられます。事故発生時の対応としまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準にて、「事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」とあり、福井県では、事業者の過失の有無を問わず、以下の場合において介護保険者に事故の報告をすべきと定めています。

1 介護サービス提供中に、利用者が死亡または負傷した場合。

注 死亡には、自然死または病死は含まないものとします。

負傷とは、検査または治療のために保険医療機関を受診した場合とします。

2 その他市町等において報告が必要と認める場合。

介護保険者でも事故の報告をすべき場合や報告に用いる様式を定めていますので、事業所が所在している介護保険者にご確認のうえ、該当する事故が発生した際は報告していただきますようお願いいたします。

【受付日について】

介護給付費請求明細書および主治医意見書作成料請求書の提出（持参もしくは郵送分）は、次の日時までに連合会必着で提出して下さい。（消印有効ではありません。）

なお、伝送による場合には、毎月 10 日の 24 時まで受け付けております。

平成 23 年 12 月サービス提供分 → 平成 24 年 1 月 10 日（火）午後 5 時まで

平成 24 年 1 月サービス提供分 → 平成 24 年 2 月 10 日（金）午後 5 時まで

平成 24 年 2 月サービス提供分 → 平成 24 年 3 月 10 日（土）午後 5 時まで

※平成 24 年 1 月 9 日（月・祝日）、3 月 10 日（土）は、午前 9 時から午後 5 時まで本会（自治会館 4 階）にて受付を行っております。

介護給付費の電子請求（伝送または磁気媒体）にご協力ください。

介護保険費用額の状況

平成23年 8月審査分

| | 件数 | 前年同月比 | 費用額 (円) | 前年同月比 | 一件当たり費用額 (円) |
|-----------------|--------|--------|---------------|--------|--------------|
| 訪問通所サービス | 27,217 | 108.9% | 1,493,173,259 | 104.6% | 54,862 |
| 短期入所その他単品サービス | 4,427 | 105.3% | 384,140,719 | 112.2% | 86,772 |
| 居宅介護支援 | 14,922 | 107.1% | 200,679,256 | 106.8% | 13,449 |
| 地域密着型サービス | 2,914 | 117.3% | 600,637,430 | 118.9% | 206,121 |
| 介護予防訪問通所サービス | 6,718 | 103.4% | 193,773,777 | 101.7% | 28,844 |
| 介護予防短期入所その他サービス | 217 | 102.8% | 8,074,824 | 89.5% | 37,211 |
| 介護予防居宅介護支援 | 5,085 | 102.4% | 21,562,200 | 101.9% | 4,240 |
| 介護予防地域密着型サービス | 111 | 103.7% | 7,460,340 | 108.8% | 67,210 |
| 施設サービス | 8,732 | 99.7% | 2,294,680,899 | 100.9% | 262,790 |
| 合計 | 70,343 | 105.1% | 5,204,182,704 | 104.9% | 73,983 |

平成23年 9月審査分

| | 件数 | 前年同月比 | 費用額 | 前年同月比 | 一件当たり費用額 |
|-----------------|--------|--------|---------------|--------|----------|
| 訪問通所サービス | 27,301 | 106.3% | 1,533,782,241 | 109.1% | 56,180 |
| 短期入所その他単品サービス | 4,531 | 106.6% | 384,431,452 | 110.4% | 84,845 |
| 居宅介護支援 | 14,844 | 107.3% | 200,291,501 | 107.2% | 13,493 |
| 地域密着型サービス | 2,892 | 115.6% | 605,360,130 | 117.5% | 209,322 |
| 介護予防訪問通所サービス | 6,672 | 100.9% | 192,443,449 | 102.3% | 28,843 |
| 介護予防短期入所その他サービス | 221 | 93.2% | 8,327,574 | 105.1% | 37,681 |
| 介護予防居宅介護支援 | 5,070 | 100.9% | 21,482,400 | 102.6% | 4,237 |
| 介護予防地域密着型サービス | 117 | 95.1% | 8,371,970 | 108.6% | 71,555 |
| 施設サービス | 8,939 | 100.5% | 2,322,673,261 | 100.4% | 259,836 |
| 合計 | 70,587 | 103.4% | 5,277,163,978 | 105.7% | 74,761 |

平成23年10月審査分

| | 件数 | 前年同月比 | 費用額 | 前年同月比 | 一件当たり費用額 |
|-----------------|--------|--------|---------------|--------|----------|
| 訪問通所サービス | 27,456 | 107.1% | 1,501,229,593 | 105.8% | 54,678 |
| 短期入所その他単品サービス | 4,473 | 110.1% | 379,240,189 | 114.8% | 84,784 |
| 居宅介護支援 | 14,905 | 106.4% | 200,662,773 | 106.0% | 13,463 |
| 地域密着型サービス | 2,947 | 116.6% | 602,937,281 | 118.7% | 204,594 |
| 介護予防訪問通所サービス | 6,713 | 101.2% | 193,040,079 | 102.4% | 28,756 |
| 介護予防短期入所その他サービス | 241 | 116.4% | 8,080,735 | 93.8% | 33,530 |
| 介護予防居宅介護支援 | 5,096 | 100.5% | 21,631,520 | 102.3% | 4,245 |
| 介護予防地域密着型サービス | 111 | 109.9% | 7,407,980 | 97.0% | 66,739 |
| 施設サービス | 8,772 | 100.5% | 2,217,976,847 | 99.8% | 252,847 |
| 合計 | 70,714 | 103.5% | 5,132,206,997 | 104.8% | 72,577 |

発行 福井県国民健康保険団体連合会

〒 910-0843 福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館4階

Tel 0776-57-1614 Fax 0776-57-1615